

## 1.少額減価償却資産限度額30万円未満から40万円未満に引き上げ

### 1.制度の内容

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、それを事業供用した年度において取得価額の全額（年間300万円を限度とします。）を損金算入することができます。

### 2.改正の内容

適用期限を令和11年3月31日まで**3年延長**した上で、改正の内容を次の通りとします。

- ①対象となる減価償却資産の取得価額を現行の30万円未満から**40万円未満**に引き上げる。  
年間300万円が限度です。
- ②適用対象法人から常時使用する従業員の数が**400人**を超える法人を除外する。

**ポイント 損金算入できる減価償却資産の取得価額が30万円未満から40万円未満になります。**

### 2.特定生産性向上設備投資等促進税制の創設

今回創設される「特定生産性向上設備等投資促進税制」は、青色申告法人が国内事業に使用する一定規模（※）以上の生産設備を取得し、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に基づき導入した場合に適用される投資減税制度です。対象となる設備は機械装置や器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェア等です。対象計画の確認期間は改正法施行日から令和11年3月31日までで、確認日から5年以内に取得し事業供用した資産が適用対象となります。税制の優遇措置として、取得価額まで即時償却するか、取得価額の7%（建物等は4%）を税額控除するかを選択でき、控除額は法人税額の20%が上限で、超過額は3年間繰り越し可能です。

一方で制度適用には注意が必要です。投資計画は総投資額や投資利益率など厳格な要件を満たす必要があり、事前確認が必須となります。また制度適用期間中は中小企業経営強化税制やカーボンニュートラル税制等との併用は認められません。

※機械装置 160万円以上 建物付属設備、構築物 120万円以上  
 工具器具備品 120万円以上 ソフトウェア 70万円以上  
 建物 1,000万円以上

**ポイント 一定規模の投資設備を取得し確認を受けた法人は、即時償却または税額控除を選択可能。適用期間や資産要件、他制度との重複不可に留意し、計画段階での要件確認が重要です。**

### 3.事業承継税制 特例承継計画の提出期限の延長

#### 1.制度の内容

事業承継税制とは、後継者が贈与や相続で自社株式を承継した場合において、その承継の際に生じる贈与税や相続税について納税猶予を受けられる制度（法人版事業承継税制）です。中小企業の事業承継を後押しするため、平成30年度税制改正により、**令和9年12月31日**までの**時限措置**として制度の拡充がされました。この时限的な措置のことを特例措置と言います。個人の事業用資産に係る相続税や贈与税についても同種の納税猶予制度（個人版事業承継税制）があり、期限は**令和10年12月31日**までとなっております。

#### 2.改正内容

この制度の適用を受けるためには、**令和8年3月31日**までに特例承継計画（個人事業承継計画書）を都道府県に提出する必要がありました。しかし、未だ事業承継が必要となる事業者が多く存在していることを踏まえて、適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、特例承継計画の提出期限が以下のように延長されます。

法人版事業承継税制（特例措置）：**令和9年9月30日まで(1年6月延長)**

個人版事業承継税制 : **令和10年9月30日まで(2年6月延長)**

#### 3注意点

今回の改正により、特例承継計画（個人事業承継計画書）の提出期限は延長になっておりますが、制度自体の**適用期限は延長されておりません**。そのため、同制度の適用を考えている場合には早めに検討する必要があると思われます。

また、適用期限到来後のあり方について「世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、**令和9年度税制改正**において結論を得る」と大綱に記載されておりますので、今後の動向にも注意が必要です。

	計画書の期限	適用期限
法人版事業承継税制 (特例措置)	令和8年3月31日 ↓ <b>令和9年9月30日</b>	令和9年12月31日 <b>変更なし</b>
個人版事業承継税制	令和8年3月31日 ↓ <b>令和10年9月30日</b>	令和10年12月31日 <b>変更なし</b>

**ポイント 特例承継計画書の提出期限が延長したが、適用期限は延長していないため注意**